

## 令和4年度三重県スポーツ少年団ジュニア・リーダースクール開催要項

- 1, 趣 旨 地域におけるスポーツ少年団活動の活発化を図るとともに、単位団及び地域の将来にわたる良き後継者の養成をめざし、「日本スポーツ少年団リーダー制度」に基づいてジュニア・リーダースクールを開催する。
  - 2, 主 催 公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団  
公益財団法人三重県スポーツ協会 三重県スポーツ少年団
  - 3, 主 管 三重県スポーツ少年団リーダー会
  - 4, 共 催 スポーツ安全協会三重県支部
  - 5, 期 間 令和4年7月9日（土）～10日（日）1泊2日  
[受付・集合時間] 令和4年7月 9日（土）午前9時30分～  
[開 講 式 ] 令和4年7月10日（日）午前10時～
  - 6, 会 場 三重県立鈴鹿青少年センター  
〒513-0825 鈴鹿市住吉町南谷口 TEL：059-378-9811  
[交通機関] 三重交通バス近鉄白子駅西口より  
【鈴鹿サーキット】行き【青少年の森口】下車徒歩8分
- 参考時刻（令和4年5月現在）  
近鉄白子駅西発9時 → 青少年の森口着9時18分
- 7, 参 加 者 ①令和4年度三重県スポーツ少年団登録団員（予定者を含む）であり、団活動歴が2年以上の小学5年生以上中学3年生までの男女  
②参加人員は40名程度  
※参加人数が定員を超えた場合は三重県スポーツ少年団において調整を行います。  
③集団生活における規律を守ることができる者  
④スポーツ安全保険等の傷害保険に加入していること。
  - 8, 参加申込 参加希望者は申込書に必要事項を記入のうえ、所属市町スポーツ少年団事務局指定の締切日までに参加料を添えて提出すること。  
市町スポーツ少年団事務局は参加申込書及び参加料を取りまとめのうえ、三重県スポーツ少年団事務局へ令和4年6月17日(金)までに提出すること。  
(原則データでの提出をお願いいたします)

送付先

〒510-0261 鈴鹿市御菌町1669番地  
公益財団法人三重県スポーツ協会三重県スポーツ少年団

振込先

金融機関：百五銀行平田町駅前支店 普通口座 609784  
口座名義：公益財団法人三重県スポーツ協会

- 9, 経 費 ①参加料は1名2,000円とし、参加者は市町スポーツ少年団へ支払うこと。  
市町スポーツ少年団は参加料を取りまとめのうえ、上記 8 の指定口座へ入金するものとする。  
②会場までの旅費は自己負担とする。
- 10, 資格認定 全課程修了者には、日本スポーツ少年団よりジュニア・リーダーとして認定を行い、認定証とワッペンを交付する。
- 11, 携 行 品 健康保険証（コピー可）、着替え用衣類 ※2、マスク（2日分）、パジャマ、バスタオル、ハンドタオル、洗面用具（歯ブラシ、歯磨き粉等）、お風呂用具（シャンプー・リンス・ボディソープ等）、体育館シューズ、帽子、カップ、水筒 ※3、筆記用具、軍手（綿）、消毒液、その他日程表を参考に必要と思われるもの  
※1 各自携行品には氏名を記入してください。  
※2 野外活動の際、火を取り扱う為、火の粉が服に飛ぶ可能性があります。  
必ず長袖長ズボンの持参をお願いします。（綿生地を推奨します。）  
※3 1日目夕食時、2日目朝食時に中身の入れ替えを予定しております。
- 12, 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について  
本スクールは、(公財)日本スポーツ協会が策定した「日本スポーツ少年団各種事業等における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」に基づき運営を行う他、参加者は以下の事項を遵守すること。  
(1) 参加当日朝、受付に「健康状態申告書及び緊急連絡先報告書」を提出することで、参加者の健康状態の把握とする。  
(2) 以下の事項に該当する場合は、参加を見合わせること。  
・参加当日の朝、検温で37.5度以上が確認された場合。  
・体調がよくない場合（咳・咽頭痛・倦怠感・味覚障害の異常などの症状がある場合）。  
・同居家族や身近な知人に感染が疑われる場合。  
・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との接触がある場合。  
・スクール開催日に、本県に緊急事態宣言が発出されている場合や、開催地を含めた市町の移動を認めていない場合。  
(3) 会場内では、以下の事項を遵守すること。  
・会場内では、原則マスクを着用すること。  
・こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

- ・施設の内外において、他者との距離（概ね2メートルを目安に（最低1メートル））を確保すること。
  - ・必要以外、大きな声での会話はしないこと。
  - ・個人の消毒用として、消毒液を用意すること。
  - ・感染防止のために主催者が決めた措置の遵守または主催者の指示に従うこと。
  - ・期間中の感染対象となる症状が出た場合発症した場合は、速やかに本部へ申し出ること。
- (4) スクール終了後2週間以内に新型コロナウイルスを発症した感染症対象となる症状が出た場合は、三重県スポーツ少年団事務局へ速やかに濃厚接触者の有無について報告すること。

### 13, その他

- (1) 一旦納入された参加料の返金はいりません。  
 ※ただし、新型コロナウイルス感染症等で開催が中止になった場合は返金します。  
 また、参加者の調整を行った場合は返金を行う場合があります。
- (2) 参加人数が10名以下の場合は中止いたします。
- (3) 研修期間中参加者は全日程に参加し、早退・自由行動は一切認めません。
- (4) 研修中の不慮の事故による怪我、疾病等について、応急処置での対応を行います。
- (5) リーダー制度に定められたジュニアコースの養成内容は以下の内容で行います。
- ①スポーツ少年団とは
  - ②スポーツ少年団のリーダーとは
  - ③活動プログラムの実践
  - ④グループワーク
- (6) 日程表は予定ですので、内容等が変更になる場合があります。
- (7) 日程中の携帯電話の使用は原則、保護者への緊急連絡等に限りです。
- (8) 自動販売機の使用は原則、自由時間のみ可能です。(水、お茶、スポーツ飲料に限る)
- (9) 新型コロナウイルス等感染症対策の為、全日程マスク着用をお願いします。

### 14, 問い合わせ先

〒510-0261 鈴鹿市御園町1669番地  
 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 内  
 三重県スポーツ少年団事務局 担当 寺井、川合

※日本スポーツ少年団が開催するシニア・リーダースクールへの参加条件として、本ジュニア・リーダースクールの受講及びジュニア・リーダーとして認定を受けていることが前提となっております。